

生活騒音防止に関する配慮すべき指針

改正施行 平成31年4月1日

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第147条の規定により、生活騒音防止に関する配慮すべき指針を次のとおり定める。

市民は、日常生活に伴って発生する騒音を防止し、地域の快適な生活環境の保全のため、必要に応じて次のような配慮等を行なうとともに、地域における生活騒音防止のルール作りに努めるものとする。

また、生活騒音の問題が生じた時は、相互の理解を深めつつ、当事者同士の話し合いにより解決に努めるものとする。

市長は、市民自らの配慮と地域での相互協力が円滑に促進されるよう、必要な支援を行なうものとする。

1 家庭用機器

ルームエアコンディショナー、電気洗濯機、電気掃除機、家庭用給湯器等の家庭用機器は、日常の手入れ・定期点検を行なうよう努める。特にルームエアコンディショナー室外機、家庭用給湯器等屋外に設置する家庭用機器は、低騒音型の機器を選定するよう努め、また隣家から可能な限り離して設置し、場合によっては防音壁を設置する等の配慮をする。

2 音響機器

ピアノ、ステレオセット、カラオケセット等の音響機器の使用は、音量の調整及びヘッドホン等の使用により極力音が外部に漏れないよう努め、演奏時間や使用時間にも注意を払う等の配慮をする。

3 その他

- (1) 自動車のアイドリングは最小限にとどめ、早朝や深夜のアイドリングは極力行わない。
- (2) 集合住宅においてフローリングを施工する場合、床材は防音効果の高い材質を使用し、適切な方法により施工するよう努める。
- (3) 人声、ペットその他市民生活に関わって発生する音について近隣に配慮する。

4 防止指針値

生活騒音を防止するため、1及び2の目安となる指針値は横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第38条に準じるものとして、別表に定める。

別表1 家庭用機器・音響機器騒音防止の目安となる指針値（単位：dB）

地 域	時 間	昼 間	朝（午前6時から 午前8時まで）	夜 間
		(午前8時から 午後6時まで)	夕（午後6時から 午後11時まで）	(午後11時から 午前6時まで)
第一種低層住居専用地域				
第二種低層住居専用地域				
第一種中高層住居専用地域				
第二種中高層住居専用地域				
第一種住居地域		50	45	40
第二種住居地域				
準住居地域				
その他の地域		55	50	45

近隣商業地域 商業地 準工業地	65	60	50
工業地	70	65	55

- 備考
- 1 家庭用機器とは、ルームエアコンディショナー、換気扇等の空調機器類、給湯機器類、電気洗濯機、乾燥機、電気掃除機等の家事用機器類等をいう。
 - 2 音響機器とは、ステレオセット、カラオケセット等の音響機器類及びピアノ、電子オルガン等の楽器類をいう。
 - 3 騒音の測定地点は、騒音を受ける者が居住する住居等の敷地の境界線とする。
 - 4 騒音の測定方法は、規則第38条に定める別表第13に定める方法に準ずるものとする。